

議案第 66 号

亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

亀山市総合保健福祉センター条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例

亀山市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例（平成17年亀山市条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表を削り、別表第1の3の表を別表第1の2の表とし、別表第1の4の表を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。